記者手帳

意味するところと反対のような…

廃棄物処理法改正案が成立、5月19日公布された。公布から1年以内施行される。

今回の改正法で大きなポイントとされているのが、元請け業者に処理責任を一元化するというもの。実際に出てきた法案は、元請け業者に処理責任を一元化するとしながら、例外として下請け業者も排出事業者とする場合もあるとも受け止れる記述内容で、法案公表後、さまざまな議論を呼んだ。小紙記者の周辺でもこの点を問題視している業界関係者は少なくない。

本紙前号1面でも報じたとおり、国会の環境委員会の議論でも、非常に分かりづらい規定との指摘を受けた。環境省は、当該例外規定はあくまで限定的なもので、元請け業者に排出事業者責任があるという原則は変わらない、つまり、第21条の3は建設工事に係る排出事業者は元請け業者に一元化され、元請け業者が自ら処理するか許可業者に処理を委託することが原則であると明言した。すなわち、間違っても、下請け業者に処理の途を開くものではない。

では、なぜ例外規定を設けたのか。環境省の説明によると、排出事業者である元請け業者が監督できないところで、下請け業者が不適正な保管や委託をした場合、排出事業者でもない、委託されているわけでもない下請け業者にはその行為についての責任が問えないからということらしい。

別の言い方をすれば、「下請け業者が元請け業者に代わって廃棄物を運搬したり、処分を他人に委託したりする場合、この下請け業者を排出事業者とみなして保管基準や処理基準、委託基準などを適用する」のは、それをさせたいからであり、不適正な行為をした場合の取り締まりができるようにするためという。

この説明を聞いて、ますますわからなくなったという人もいるだろう。例外とはいえ、下請け業者を排出事業者とみなし、処理基準などを適用すると聞けば、たいていは、その基準を守り、きちんとやりなさいという話であると受け止めるはず。書かれてあることと、その意味するところが反対であるかのような印象を受ける。

省令等ですっきりされることを期待したい。と同時に、今回の改正の主旨が正しく周知されるよう関係者の工夫と努力が必要といえそうだ。

（文）

平成22年5月31日
週刊循環経済新聞